

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例（昭和34年葉山町条例第256号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年9月4日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例（昭和34年葉山町条例第256号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項各号列記以外の部分中「6箇月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第23条中「第9条第1項若しくは第9項」を「第9条第1項若しくは第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「、又は虚偽の届出をした」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第20条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 条例の概要

## 題名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内容

- （1）令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定を削除することとした。
- （2）本人の判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明しない者が、国民健康保険料を納付できない場合、最長1年の期間に限って徴収猶予ができるよう規定を定めることとした。

## 3 施行期日等

- （1）この条例は、令和6年12月2日から施行することとした。
- （2）この条例による改正後の第20条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。
- （3）この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

葉山町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町国民健康保険条例 昭和三十四年九月二十九日条例第256号</p> <p>(徴収猶予)</p> <p><b>第20条</b> 町長は保険料の納付義務者が、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として6箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第23条</b> 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした_____場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p>	<p>○葉山町国民健康保険条例 昭和三十四年九月二十九日条例第256号</p> <p>(徴収猶予)</p> <p><b>第20条</b> 町長は保険料の納付義務者が、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として6箇月_____以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第23条</b> 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第20条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。